

紅葉を迎える唐沢山城跡 ■問合せ＝文化財課 ☎(61)1177

唐沢山城跡は、関東七名城の一つともいわれ、上杉謙信との実戦の舞台にもなった難攻不落の中世の山城です。中でも注目なのは、本丸南西の高石垣です。この高石垣は安土桃山時代に築かれ、現在も当時のまま残されており、大変貴重です。紅葉の名所でもある城内を、この機会にぜひめぐってみましょう！



国指定史跡・唐沢山城跡 攻略ガイドツアー

ガイドツアーに参加して、普段は気がつかない城跡の魅力、自然の魅力を発見してみませんか？

▶日時＝11月23日(水・祝)・27日(日)、12月4日(日) 午前9時30分～正午

▶集合＝唐沢山荘前 ▶費用＝無料

※所要時間は30分～40分。予約不要、開催時間内にお越しいただければ順次ご案内します。

史跡ボランティア養成のための唐沢山城跡再発見講座

受講後、史跡ボランティア(史跡のご案内や維持管理活動)としてご活躍いただくための講座です。興味・関心をお持ちの方はお気軽にご参加ください。

▶日時・内容・会場＝下記のとおり ※時間は午前10時～11時30分

期日	会場(集合)	内容
11月23日(水・祝)	唐沢山荘前	ボランティアガイドと紅葉の唐沢山城跡を歩く
12月18日(日)	郷土博物館	史跡ボランティアの活動事例紹介 ～国指定史跡金山城跡での取り組み
1月15日(日)	郷土博物館	唐沢山城と支城ネットワーク
2月5日(日)	唐沢山神社南城館	唐沢山神社のあゆみと活動
2月19日(日)	郷土博物館	下野唐沢山城に対する上杉謙信と相模北条氏の思惑

▶費用＝100円程度(保険料) ▶定員＝先着30人 ※原則5回すべてのご参加をお願いします。

▶申込＝11月1日(火)以降、文化財課へ

ストップ・滞納～税金は納期限内に納めましょう～ ■問合せ＝収納課 ☎(20)3010

○税金を納めないと…

税金を完納している多くの人との公平性を保つためにも、滞納者に対してはこれまで以上に厳正な対処をしていかなければなりません。納期限を過ぎても税金を納めないと「滞納」となりますので、滞納処分(財産の差し押え・公売など)を行うこととなります。下記はその処分例です。



(不動産の差し押さえ・公売)



(預貯金・給与の差し押さえ)



(自動車の差し押さえ・公売)

期限内納付にご協力をお願いします。

市有地を売却します

■問合せ＝財産活用課 ☎(20)3050

市では、公共的に利用計画のない市有地について、一般競争入札による売却を行います。入札に参加される方は、土地に関する情報および入札方法を説明しますので、現地説明会にご参加ください。

ご都合のつかない場合は、財産活用課へご連絡ください。

▶ 申込・入札保証金納付期間＝11月1日(火)午前9時～12月2日(金)午後5時

▶ 入札日時＝12月15日(木)午前10時～(受付は午前9時～9時50分) ▶ 入札会場＝市役所4階会議室

▶ 入札申込＝所定の様式により、添付書類を添えて直接または郵送(簡易書留で申込締切日の消印有効)で、財産活用課へお申し込みください。(郵送先) 〒327-8501 財産活用課財産活用係(住所不要)

【入札予定物件】

※予定価格＝最低売却価格

番号	所在(地目)	実測地積	予定価格	現地説明会:11月17日(木)
28-1	上台町2094-4(宅地)	236.63㎡(約72坪)	5,868千円	午前9時～10時
28-2	堀米町3977-11(宅地)	230.54㎡(約70坪)	6,916千円	午前10時30分～11時30分
28-3	田沼町1815-4(宅地)	508.41㎡(約154坪)	9,761千円	午後1時～2時

○下記の物件については、先着順により随時売却を行っています。※売却済みの場合もあります

番号	所在	公簿地目	実測地積	売却価格
15	田沼町1810-3	宅地	281.60㎡(約85坪)	5,998千円
17	田沼町1811-2	宅地	403.68㎡(約122坪)	8,073千円
21	田沼町1825-13	宅地	240.43㎡(約73坪)	5,121千円
22	田沼町1833-2	宅地	253.41㎡(約77坪)	5,752千円
25	田沼町1836-1	宅地	211.95㎡(約64坪)	4,556千円
25-5	赤見町1219-21	宅地	465.31㎡(約141坪)	5,397千円
25-6	田沼町66-1	雑種地	422.11㎡(約128坪)	7,851千円
25-7	田沼町114-5	山林	359.98㎡(約109坪)	7,415千円
27-3	葛生東一丁目2650-5	宅地	1,179.26㎡(約357坪)	11,202千円

※詳しくは市ホームページ(行政情報→市有財産の売払い)をご覧ください。

秋の火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)まで秋の火災予防運動が行われます。秋から冬にかけて暖房器具など火気を取り扱う機会が増え、また空気が乾燥して一年を通して最も火災が起こりやすい時期となります。

最近、電気器具や配線が原因とみられる火災が多く発生しています。いま一度、電気製品の点検をお願いします。

【チェック項目】

- ①プラグがしっかりとさっているか
- ②プラグの隙間にホコリがたまっていないか
- ③タコ足配線でたくさんの電氣を使用していないか
- ④電気器具からの異音や異臭など

○住宅用火災警報器について
全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ取り付けが済んでないご家庭については、寝室を中心に早期取り付けをお願いします。

平成28年度全国統一防火標語
消しましょう その日その時
その場所

■問合せ＝消防本部予防課
☎(23)9910

防災行政無線を用いた情報伝達訓練

国では地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、佐野市内では248カ所に設置した防災行政無線から、一斉にチャイム音が鳴り、テスト放送が放送されます。

▼日時＝11月29日(火)午前11時頃
■問合せ＝危機管理課
☎(20)3056

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

11月14日(月)～20日(日)の間を強化週間として、女性の権利の相談をお受けします。

▼日時＝同週間で、午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

▼連絡先＝女性の権利ホットライン(ナビダイヤル)

☎0570(070)810

■問合せ＝人権・男女共同参画課 ☎(27)2354

